

# 須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金交付要領

## (目的)

第1条 全国大会等に出場する団体及び個人に対して、大会での活躍を激励するとともに、スポーツ競技の一層の振興を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において「全国大会等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全日本選手権大会（国、全国を統一する体育団体又は日本スポーツ協会加盟競技団体が主催する大会等）
- (3) 全国高等学校総合体育大会
- (4) 予選会（選考会）を経て国の代表として出場する国際競技大会（オリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会、ユニバーシアード大会、パラリンピック、日本を含め4か国以上が参加する大会）
- (5) 公益財団法人日本スポーツ協会が主催する全国大会
- (6) 国の定める行政機関（スポーツ庁、厚生労働等）が主催する全国大会
- (7) 予選会（選考会）を通過又は、各競技団体等の推薦を受け都道府県代表選手として出場する全国大会

## (交付対象者)

第3条 激励金交付の対象者は次に掲げる者とする。ただし、須坂市小・中・高等学校競技会・発表会等出場選手激励金の交付対象者及び須坂市スポーツ協会ジュニア育成事業に伴う全国大会等出場に関する激励金の交付対象者（第2条4号に出場する者を除く。）を除く。

- (1) 個人：市内に住所を有する者又は勤務している者（大会要綱等に定める監督、コーチ、トレーナー、マネージャーを含む。）
  - (2) 団体：市内に活動拠点を有し、出場する構成員の半数以上が市内に住所を有する者又は勤務している者で構成されている団体。
- 2 同一年度において対象となるのは1人1回とする。（第2条4項に出場する者を除く。）
- 3 第3条2項の同一年度とは、4月から翌年3月までとする。
- 4 大会要綱等により種目が明確に区別される団体競技については、種目毎に別団体として取り扱うことができる。

## (交付額)

第4条 激励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (1) 個人で全国大会に出場する場合             | 3,000円     |
| (2) 第2条4項に規定する国際競技大会に個人で出場する場合 | 10,000円    |
| (3) 団体で全国大会に出場する場合             | 50,000円以内  |
| (4) 第2条4項に規定する国際競技大会に団体で出場する場合 | 100,000円以内 |

2 第4条1項3号から4号まで定める団体の人数及び交付額は次のとおりとする。

- (1) 監督、コーチ、トレーナー、マネージャーを含めた人数
- (2) 大会に出場する者（大会へ提出する申込み者）の人数
- (3) 第4条1項3号の交付額は、交付対象者の人数に3,000円を乗じた額とし、交付金額の上限は50,000円とする。
- (4) 第4条1項4号の交付額は、交付対象者の人数に10,000円を乗じた額とし、交付金額の上限は100,000円とする。

(交付の申請)

第5条 激励金の交付の申請をしようとする者は、須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金申請書に關係書類（全国大会等の大会要項、住所の記載がある選手名簿、予選会の要項、予選会の記録が証明できる書類）を添えて、大会日前日までに提出しなければならない。

※複数人の申請に対し、代表者1人がまとめて受け取る場合は、委任状を提出

(結果の報告)

第6条 激励金を交付された者は、大会終了後1か月以内に、須坂市スポーツ競技全国大会等出場者結果報告書に關係書類（全国大会の記録が証明できる書類）を添えて市長に提出するものとし、大会に出場しなかった場合は激励金を返還するものとする。

2 1か月以内に結果報告書の提出がない場合は、激励金を返還するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、激励金の交付の決定をするときは、須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金交付決定通知書で通知するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する